

物品購入等の契約からの暴力団排除措置の実施について

【業者の皆様へ】
奈良県会計局総務課

「奈良県暴力団排除条例」が平成23年7月1日から施行されることに伴い、本県が発注する物品購入等の契約（建設工事関係を除く。）から暴力団関係者を排除する措置を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

1. 入札参加資格の取得不可

入札参加資格審査の申請時において該当（発覚）した場合、資格を取得することができません。

2. 入札参加停止等

入札参加資格取得後該当（発覚）した場合、一定期間入札に参加できません。また、随意契約もできません。

3. 落札者等との契約の不締結

落札者又は随意契約の通知を受けた者が契約締結までに該当（発覚）した場合、当該者と契約を締結しません。

4. 契約解除等

契約締結後該当（発覚）した場合、契約を解除します。（損害賠償義務が生じます。）

参考 「暴力団関係者」に該当する場合

「暴力団関係者」に該当する場合	具体例のイメージ
1. 役員等が暴力団員であるとき。	会社（個人業者）役員等 → 暴力団員
2. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。	会社（個人業者） → 設立、出資等 → 暴力団 非公式な役員等 → 暴力団員
3. 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。	会社（個人業者）役員等 → 威力利用 → 暴力団 不正な利益を得る第三者に損害を加える
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。	会社（個人業者）役員等 → 資金提供（便宜供与、不動産貸付等） → 暴力団
5. 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	会社（個人業者）役員等 → 暴力団が関与する賭博に参加等、交友関係（ゴルフ、旅行等） → 暴力団
6. 県発注契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。	暴力団関係者と知りながら 会社（個人業者）役員等 → 下請、再委託等 → 下請業者等 → 暴力団 物品仕入、労働者派遣等 暴力団そのもの又は実質関与 若しくは 暴力団と関係
7. 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。	× 要求に従わない 県 → 下請契約等の解除を要求 → 会社（個人業者）役員等 → 下請、再委託等 → 下請業者等 → 暴力団 物品仕入、労働者派遣等 暴力団そのもの又は実質関与 若しくは 暴力団と関係
8. 県発注契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。	県 → 未報告 → 会社（個人業者） → 不当介入（不当要求、妨害等） → 暴力団